

- 一 北上商工会議所の目的に賛同し、加入を申込みます。
- 二 記載内容については、事実と相違なく、貴所の情報利用の目的（※）に同意します。
- 三 現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。

（※）ご記入頂きました事項は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿・DMサービスによる頒布、商工会議所が実施するインターネット事業所検索サービスにて公開させて頂くことがあります。

URL	http://		
e-mail			
所在地	〒	TEL	FAX
フリガナ			印
事業所名			
役職名	フリガナ		
	代表者名		
	生年月日	大・昭・平	年 月 日
業種及び営業内容	※具体的にご記入ください		従業員数
			北上 人 全社 人

創 業	創業 明・大・昭・平 年 月	法人設立 明・大・昭・平 年 月	北上開設 明・大・昭・平 年 月
資本金	※個人事業主は不要 万円	所属部会	1. 小売商業 2. 卸商業 3. 工 業 4. 建設産業 5. サービス業 6. 観光業
郵送物送付先	※事業所所在地と異なる場合のみご記入ください。 〒 住所 送付先名 TEL FAX		
本社所在地	※事業所所在地と異なる場合のみご記入ください。 〒 住所 名称 TEL FAX		

会費口数	口	会費年額	円
------	---	------	---

※ 必須 会員名簿・情報提供等への掲載	<input type="checkbox"/> 掲載しない
---------------------	--------------------------------

北上商工会議所会費基準表

A 均等割

区 分	口 数	金 額
法人・個人とも	1 口	3,000円

B-1 資本金によるもの (市内に本社のあるもの)

資 本 金	口 数	金 額
100万円 未満	2 口	6,000円
100万円 以上	3 口	9,000円
500万円 "	4 口	12,000円
1,000万円 "	7 口	21,000円
2,000万円 "	10 口	30,000円
3,000万円 "	15 口	45,000円
5,000万円 "	20 口	60,000円
1億円 "	25 口	75,000円
5億円 "	30 口	90,000円

B-2 資本金によるもの (支店・出張所・営業所・工場)

資 本 金	口 数	金 額
1,000万円 未満	2 口	6,000円
1,000万円 以上	3 口	9,000円
5,000万円 "	4 口	12,000円
1億円 "	5 口	15,000円
3億円 "	6 口	18,000円
5億円 "	7 口	21,000円
7億円 "	8 口	24,000円
10億円 "	10 口	30,000円
20億円 "	20 口	60,000円

C 従業員によるもの

従 業 員 数	口 数	金 額
5人 未満	1 口	3,000円
5人 以上	2 口	6,000円
20人 "	5 口	15,000円
50人 "	7 口	21,000円
100人 "	10 口	30,000円
300人 "	15 口	45,000円
500人 "	20 口	60,000円
1,000人 "	25 口	75,000円

(注) 従業員の定義

期間を定めずに常時雇用されている人
(短時間労働者・家族従業員を含む)

[参考] 部会所属業種一覧表

部 会 名	所 属 業 種
小売商業部会	衣料品・食料品・飲料品・医薬品・化粧品・日用品・雑貨・その他小売業
卸商業部会	事務機器・機械工具・建築材料・自動車・自転車・LPガス・石油類販売、資源回収、その他卸売業
工業部会	食料品・繊維製品・木製品・化学製品・機械器具・電子機器・窯業土石製品・パルプ・紙製造、金属製品加工、石材加工、製材業、印刷、その他製造業
建設産業部会	土木工事、建築工事、設備工事、電気工事、内装工事、ガラス工事、鉄骨工事、塗装工事、左官工事、板金工事、鉄筋工事、建具工事、畳工事、看板、シート、造園、建築設計、測量設計
サービス業部会	理容、美容、クリーニング、不動産、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、医院等、珠算塾等、歯科技工士、自動車整備・钣金、建設機械設備・リース、警備保障、報道機関、金融・保険業、貨物運送業、通信業
観光業部会	旅行斡旋業、旅館業、飲食業、旅客運送業

(注) 算定口数の出し方

- 法人企業会員
A (均等割) + B (資本金による口数) + C (従業員による口数) とする。
- 個人企業会員
A (均等割) + C (従業員による口数) とする。
- 市内に本社のある場合の従業員は全従業員とする。
- 支店、出張所、営業所、工場の従業員は支店等の従業員数とする。

商工会議所記入欄	事業所コード*	No.	受付者	受付印
備考：				